

令和8年第2回

多摩市議会定例会議案

多摩市

多摩市告示第281号

令和8年第2回多摩市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和8年5月22日

多摩市長 阿部裕行

記

1 日 時 令和8年6月5日（午前10時）

2 場 所 多摩市役所議場

令和7年度多摩市継続費繰越計算書

一般会計

(単位:円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特定財源	
											国庫支出金	地方債
01	総務管理費	庁舎管理経費 (東庁舎受変電設備改修工事)	7,730,000	3,071,000		3,071,000	0	3,071,000	3,071,000	0	0	0
02	総務管理費	財産管理経費 (旧多摩市立図書館本館受変電設備改修工事外1件)	1,248,000	497,000		497,000	0	497,000	497,000	0	0	0
02	総務管理費	多摩市立複合文化施設等管理運営 事業 (中央監視装置改修工事)	101,000,000	40,400,000		40,400,000	0	40,400,000	40,400,000	0	0	0
02	総務管理費	庁舎建替事業 (多摩市役所本庁舎建替基本設計業務委託料)	263,530,000	79,050,000	0	79,050,000	55,600,000	23,450,000	23,450,000	0	0	0
02	総務管理費	庁舎建替事業 (多摩市役所本庁舎建替地盤調査業務委託料)	51,950,000	15,580,000	0	15,580,000	10,400,000	5,180,000	5,180,000	0	0	0
02	総務管理費	複合施設等管理経費 (豊ヶ丘複合施設受変電設備改修工事外1件)	2,027,000	806,000	0	806,000		806,000	806,000	0	0	0
02	総務管理費	コミュニケーションセンター管理運営事業 (名田・目取コミュニケーションセンター受変電設備改修工事外1件)	1,173,000	467,000	0	467,000		467,000	467,000	0	0	0
10	教育費	小学校費	44,240,000	27,800,000	0	27,800,000	22,700,000	5,100,000	5,100,000	0	0	0
10	教育費	小学校費	1,332,600,000	773,211,000	188,347,000	961,558,000	788,200,000	173,358,000	173,358,000	58,200,000	85,900,000	0
10	教育費	小学校費	626,000	249,000	0	249,000		249,000	249,000	0	0	0
10	教育費	中学校費	2,300,000	914,000	0	914,000		914,000	914,000	0	0	0
10	教育費	保健体育費	5,800,000	1,700,000	0	1,700,000		1,700,000	1,700,000	0	0	0
10	教育費	保健体育費	7,821,000	3,105,000	0	3,105,000		3,105,000	3,105,000	0	0	0
	合計		1,822,045,000	946,850,000	188,347,000	1,135,197,000	876,900,000	258,297,000	258,297,000	58,200,000	85,900,000	0

令和8年6月5日提出

多摩市長 阿部 裕 行



令和7年度多摩市繰越明許費繰越計算書

一般会計

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国都支出金	地方債	その他	
02	総務費	961	716,643,000	96,916,855	0	96,916,855	0	0	
02	総務費	158	5,372,000	5,372,000	0	5,372,000	0	0	
03	民生費	857	381,912,000	66,954,000	0	66,954,000	0	0	
05	労働費	424	11,760,000	11,760,000	0	11,760,000	0	0	
07	商工費	978	206,930,000	206,930,000	0	91,159,000	0	115,771,000	
08	土木費	468	43,000,000	7,542,000	0	0	0	7,542,000	
10	教育費	536	12,683,000	12,683,000	0	3,659,000	0	9,024,000	
10	教育費	579	9,144,000	9,144,000	0	2,638,000	0	6,506,000	
10	教育費	607	12,915,000	12,915,000	0	3,726,000	0	9,189,000	
		合計	1,400,359,000	430,216,855	0	282,184,855	0	148,032,000	

令和8年6月5日提出

多摩市長 阿部裕行



## 第42号議案

多摩市市税条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和8年6月5日

提出者 多摩市長 阿部裕行

### 記

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、多摩市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

多摩市長

## 多摩市条例第18号

多摩市市税条例の一部を改正する条例

多摩市市税条例（昭和40年多摩市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第80条の7第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第80条の7第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「という。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第80条の2第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保して

いる場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。  
第80条の2第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第80条の4から第80条の9までを削る。

第81条（見出しを含む。）、第82条（見出しを含む。）、第83条の見出し及び同条第1項及び第2項並びに第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し及び第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第6項中「又は第3項」を「又は第4項」に、「第87条第3項各号」を「前条第2項各号」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第14項」を「附則第15条第13項」に改め、同条第4項中「附則第15条第21項」を「附則第15条第20項」に改め、同条第5項中「附則第15条第22項第1号」を「附則第15条第21項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第22項第2号」を「附則第15条第21項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第22項第3号」を「附則第15条第21項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第9

項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とし、第28項を第25項とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の

公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）」に改める。

附則第10条の4第1項第1号中「附則第12条の4第1項第3号」を「附則第12条の3第1項第3号」に改め、同条第3項中「特定被災共用土地納税義務者（以下この項）」を「特定被災共用土地納税義務者（第4号）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第10条の5 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、市長が定める日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に令和5年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋

の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和8年度分及び令和9年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第4号において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第15条の3から第15条の7までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号、第20条第2項第2号、第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の多摩市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例

による。

（多摩市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 多摩市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年多摩市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。



#### 第 4 3 号議案

多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したこと  
について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下  
記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 5 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

#### 記

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、多  
摩市都市計画税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

多摩市長

#### 多摩市条例第 1 9 号

多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例

多摩市都市計画税条例（昭和 4 0 年多摩市条例第 9 号）の一部を次のように  
改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 1 4 項」を「附則第 1 5  
条第 1 3 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 2 項」を「附則第 1 5  
条第 3 1 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 6 項」を「附則第 1 5  
条第 3 5 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 3 7 項」を「附則第 1 5  
条第 3 6 項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 1 5 条第 4 1 項」を「附則第 1 5  
条第 4 0 項」に改める。

附則第 7 項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」  
に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高  
齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成 1 8 年国  
土交通省令第 1 1 0 号）第 1 0 条第 2 項に規定する通知書の写し及び主として

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）」に改める。

附則第19項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の多摩市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

#### 第 4 4 号議案

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分した  
ことについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下  
記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 5 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

#### 記

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、多  
摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

多摩市長

#### 多摩市条例第 2 0 号

多摩市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

多摩市国民健康保険税条例（昭和 2 7 年多摩市条例第 3 9 号）の一部を次の  
ように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「6 6 万円」を「6 7 万円」に改め、同条第 5 項た  
だし書中「法 7 0 3 条の 4 第 3 7 項の政令で定める額」及び「当該政令で定め  
る額」を「3 万円」に改める。

第 2 1 条第 1 項中「6 6 万円」を「6 7 万円」に、「法 7 0 3 条の 4 第 3 7  
項の政令で定める額」及び「当該政令で定める額」を「3 万円」に改め、同項  
第 2 号中「3 0 万 5, 0 0 0 円」を「3 1 万円」に改め、同項第 3 号中「5 6  
万円」を「5 7 万円」に改め、同条第 3 項第 1 号中「第 2 4 条の 3 0 の 5」を  
「第 2 4 条の 3 0 の 6」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の多摩市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度  
以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健

康保険税については、なお従前の例による。

## 第45号議案

桜ヶ丘コミュニティセンター改修工事（その2）の請負契約の締結  
についての議決事項の一部変更について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年6月5日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

### 提案理由

令和7年第4回多摩市議会定例会において議決を経た桜ヶ丘コミュニティセンター改修工事（その2）の請負契約の締結について、下記のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多摩市条例第9号）第2条の規定により議会の議決に付する。

### 記

- 1 工事件名 桜ヶ丘コミュニティセンター改修工事（その2）
- 2 契約の相手方 多摩市落川1251番地  
株式会社朝倉組  
代表取締役 朝倉 泰成
- 3 契約金額 変更前 金264,000,000円  
変更後 金266,356,310円
- 4 契約の方法 一般競争入札（地方自治法第234条第1項適用）

### 変更の理由

技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、令和8年3月1日が工期内にある工事に係る契約のうち、残工事期間が2ヶ月以上ある工事の契約について、契約金額を令和8年4月1日の賃金水準及び物価水準に基づき算定した額に変更する措置の実施に伴い、契約金額を変更するものである。



#### 第46号議案

桜ヶ丘コミュニティセンター改修に伴う電気設備工事（その2）の請負契約の締結についての議決事項の一部変更について上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年6月5日

提出者 多摩市長 阿部裕行

#### 提案理由

令和7年第4回多摩市議会定例会において議決を経た桜ヶ丘コミュニティセンター改修に伴う電気設備工事（その2）の請負契約の締結について、下記のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多摩市条例第9号）第2条の規定により議会の議決に付する。

#### 記

- 1 工事件名 桜ヶ丘コミュニティセンター改修に伴う電気設備工事（その2）
- 2 契約の相手方 多摩市落合三丁目8番地12  
高木電気・日本電力建設共同企業体  
株式会社高木電気工業社  
代表取締役 林 哲也
- 3 契約金額 変更前 金204,050,000円  
変更後 金207,288,510円
- 4 契約の方法 一般競争入札（地方自治法第234条第1項適用）

#### 変更の理由

技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、令和8年3月1日が工期内にある工事に係る契約のうち、残工事期間が2ヶ月以上ある工事の契約について、契約金額を令和8年4月1日の賃金水準及び物価水準に基づき算定した額に変更する措置の実施に伴い、契約金額を変更するものである。



#### 第 4 7 号議案

大松台小学校改修工事の請負契約の締結についての議決事項の  
一部変更について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 5 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

#### 提案理由

令和 7 年第 1 回及び令和 7 年第 2 回多摩市議会定例会において議決を経た大松台小学校改修工事の請負契約の締結について、下記のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年多摩市条例第 9 号）第 2 条の規定により議会の議決に付する。

#### 記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 工 事 件 名   | 大松台小学校改修工事   |
| 2 契約の相手方    | 多摩市落川 1 2 5 1 番地<br>朝倉・イワヲ建設共同企業体 株式会社朝倉組<br>代表取締役 朝倉 泰成                     |
| 3 契 約 金 額   | <u>変更前 金 7 8 4 , 8 0 6 , 0 0 0 円</u><br><u>変更後 金 7 8 8 , 6 6 2 , 4 9 0 円</u> |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第 2 3 4 条第 1 項適用）  |

#### 変更の理由

技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、令和 8 年 3 月 1 日が工期内にある工事に係る契約のうち、残工事期間が 2 ヶ月以上ある工事の契約について、契約金額を令和 8 年 4 月 1 日の賃金水準及び物価水準に基づき算定した額に変更する措置の実施に伴い、契約金額を変更するものである。



## 第48号議案

大松台小学校改修に伴う電気設備工事の請負契約の締結についての  
議決事項の一部変更について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和8年6月5日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

### 提案理由

令和7年第1回及び令和7年第2回多摩市議会定例会において議決を経た大松台小学校改修に伴う電気設備工事の請負契約の締結について、下記のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多摩市条例第9号）第2条の規定により議会の議決に付する。

### 記

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 工 事 件 名 | 大松台小学校改修に伴う電気設備工事   |
| 2 契約の相手方  | 多摩市永山六丁目2番地9-106<br>デジタル・日本電力建設共同企業体<br>デジタル産業株式会社<br>代表取締役 秋山 秀浩 |
| 3 契約金額    | <u>変更前 金243,881,000円</u><br><u>変更後 金247,675,670円</u>              |
| 4 契約の方法   | 一般競争入札（地方自治法第234条第1項適用）   |

### 変更の理由

技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、令和8年3月1日が工期内にある工事に係る契約のうち、残工事期間が2ヶ月以上ある工事の契約について、契約金額を令和8年4月1日の賃金水準及び物価水準に基づき算定した額に変更する措置の実施に伴い、契約金額を変更するものである。